

平成23年 6月1日

報道発表資料

福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

野鳥における高病原性鳥インフルエンザの警戒レベルについて

環境省は、平成23年6月1日より、国内の鳥インフルエンザの警戒レベルをこれまでの「2」（警戒時）から「1」（通常時）に引き下げましたのでお知らせします。

（死亡野鳥からウイルスの検出が見られなくなったこと、渡り鳥が概ね北へ帰ったと考えられることによるもの）

なお、引き続き感染拡大防止のため、野鳥の適切な監視等に努めてまいります。

<参考>

警戒レベルについて（環境省作成の対応マニュアルより）

○警戒区分「レベル1（通常時）」：日常的監視。死亡野鳥については、感染リスクの高い種は3羽以上、その他は10羽以上同一場所で死亡している場合に検査。

○警戒区分「レベル2（警戒時）」：監視強化。感染リスクの高い種は死亡1羽から検査、その他は10羽以上で検査。

※この対応を基本として、各都道府県における状況に則して対応する。

（担当：自然保護課 主幹兼副課長 丹野 博 電話 024-521-7210(内線 2838)）